

不動産
公売のしおり

必ずお読みください

公 売 日：令和7年3月7日（金）

入札時間：午前10時55分～午前11時00分

七ヶ浜町税務課 町税等徵収特別対策室

公売参加資格

- 1 原則として公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも入札することができます。ただし、滞納者及び公売場所への入場、入札を制限されている者は、公売に参加することはできません。
- 2 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状を提出してください。また、共同で入札する場合には共同入札代表者を定め、あらかじめその書面を提出してください。

公売保証金

- 1 入札には、公売保証金を納付した後でなければ参加できません。
- 2 公売保証金は、現金で納付してください。
- 3 公売保証金の金額については、「公売財産一覧」の「公売保証金」の欄を参照してください。なお、公売保証金の返還に際し利子はつきません。

陳述書の提出

陳述書について、必要事項を記入し作成し提出願います。また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の陳述書が必要です。なお、代理人が入札する場合には、本人の陳述書が必要です。拠出がない場合は、入札が無効となります。

1. 陳述書の様式

陳述書の様式は、入札される方が個人か法人かにより分かれていますので様式をご使用ください。また、自己の計算において入札をさせようとする方がいらっしゃる場合には、自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項も併せて提出する必要があります。
なお、陳述書は入札をされる「売却区分」ごとに作成してください。
陳述書の様式は、本町ホームページの該当画面からダウンロードすることが出来ます。

2. 陳述書の記載要領

陳述書の住所法人所在地及び氏名法人名称欄には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び商号を記載してください。字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは新たな陳述書を使用してください。

3. 陳述書の提出に当たっての留意事項

陳述書は、期日入札の場合は、入札書の提出までに提出してください。また、期間入札の場合は、入札書と併せて提出してください。陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となりますので正確に記載してください。

入札当日に必要なもの

期日入札の場合には、入札当日に次に掲げるものをお持ちください。

なお、入札期日が買受人代金の納付日である場合には、買受代金の金額に相当する現金が必要です。

1. 公売保証金

2. 身分に関する証明書

本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人）の運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代理権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

3. 委任状

代理人が入札手続きを行う場合には、代理権限を証する委任状。

（当町のホームページから委任状の様式をダウンロードできます。）

なお、法人の代理権限を有しない方（従業員など）がその法人の入札手続きを行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

4. 陳述書

5. 印章（スタンプ式のものは不可）

入札者が個人の場合には、本人の印章（認印で可）、法人の場合には代表者の印章。

なお、代理人が入札する場合において、代理人が個人の場合は、代理人の印章（認印で可）、法人の場合は代理人である法人の代表者の印章が必要です。

6. 収入印紙

入札者が営利法人又は個人営業者の場合で、落札できなかった公売財産の公売保証金を返還する際に収入印紙が必要となります。

7. 買受適格証明書

入札しようとする公売財産が農地の場合に必要です。詳しくは公売財産一覧でご確認ください。

入札

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等、権利関係等を確認した上で入札してください。
- 2 入札書の入札価額は、丁寧にはっきりと書き、訂正したり抹消したりしないでください。書き損じたときは、あらたな入札書を請求し、使用してください。
頭部には必ず「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 3 入札書には、架空の名義や他人の名義は絶対に使わないでください。住民登録上の住所・氏名（法人にあっては、商業登記簿上の所在地・商号）を書いてください。
入札書に記載された住所・氏名により登記を行います。
- 4 代理人による場合は、入札者欄に本人の住所、氏名、代理人欄に代理人の住所及び氏名を書いてください。
- 5 一度提出した入札書は、入札時間内であっても引換、変更又は取消をすることは一切できません。
- 6 同一人が同一の売却区分について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効になります。

開札

- 1 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札参加者が一人のとき、又は入札者・代理人が開札の場所にいないときは、公売を担当していない職員が立ち会って開札します。

最高価申込者の決定

- 1 最高価申込者の決定は、入札書の『入札価額』欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して最高価申込者として決定します。
- 2 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合）には、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価申込者額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
なお、追加入札をすべき者が当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（公売場所への入場、入札等の制限）が適用されることがありますので留意してください。

次順位買受申込者の決定

- 1 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（一定の価額以上）で入札した者から、次順位による買受けの申込みがあった場合にその入札者を次順位買受申込者として決定します。
なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじにより決定します。
- 2 最高価申込者がその決定を取り消されたとき、及び売却決定が取り消されたときは次順位買受申込者に対し売却決定をします。

再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、直ちに再度入札を行うことがあります。

売却決定

公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。
なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定期日の延長

売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付の期限が変更とされることがあります。

売却決定の取消し

- 1 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合には、これらの者に対する最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消します。
- 2 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売にかかる町税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
- 3 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。

公売保証金の変換、町帰属等

- 1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。

なお、返還を受ける者が営利法人または個人で営業の場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200円）を貼付し、消印する必要があります。（次順位買受申込者の場合も同様です）

- 2 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に返還します。

- 3 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。

- 4 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる町税等に充て、なお残があるときはこれを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、町に帰属します。

権利移転の時期等

1. 権利移転の時期

買受人は、買受代金を完納したときに公売財産を取得します。

2. 危険移転負担の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。

3. 権利移転に伴う費用の負担

公売財産の権利移転に際し、登記についての登録免許税、その他の費用（郵送料）は買受人の負担となります。買受代金納付の際に併せて提出してください。

権利移転についての必要書類等

買受人が買受代金を完納したときに次の書類を提出し、指定した日までに所有権移転登記の請求をしてください。

- ① 売却決定通知書
- ② 市町村役場の固定資産評価証明書
- ③ 買受人の住所・所在地を証する書面
(個人の場合：住民票の写し　法人の場合：法人の登記簿抄本又は資格証明書等)
- ④ 登記関係書類の郵送料
- ⑤ 登録免許税相当の印紙又は登録免許税の領収書